平成２１年（フ）第２２２４号
愛知県半田市七本木町１―65―２　パークメゾン七本木Ａ棟203号室、住民票上の住所愛知県半田市亀崎高根町４丁目90番地
債務者　新美工業こと　新美　輝晃
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３５３号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地２　117号棟401号室
債務者　上村　智己
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４０８号
名古屋市天白区高宮町1005番地　コーポ高宮Ⅱ　101号
債務者　杉本　和明
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４２９号
愛知県日進市岩崎町竹ノ山132番地７
債務者　小野田麻子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５１０号
名古屋市中川区吉津３丁目1503番地
債務者　柴田　愛子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２５２１号
名古屋市緑区松が根台213番地　コーポカクＣ棟206号
債務者　蒲　　正幸
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３８号
滋賀県米原市樋口401番地17
債務者　土田　俊男
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２１年（フ）第２４号
和歌山県日高郡印南町大字西ノ地555番地の16、前住所和歌山県日高郡日高町大字小池521番地の17
債務者　富山　昭仁
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで　和歌山地方裁判所御坊支部

平成２１年（フ）第１６２号
宮城県石巻市あけぼの２丁目５番地９
債務者　高野　広一
1　決定年月日時　平成21年９月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１２４９号
京都府宇治市木幡南山12番地の84
債務者　車工房ビルドレーシングこと　大塚　芳晃
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４１号
京都府向日市寺戸町東野辺４番地の15
債務者　武田壽美子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５０２号
京都府八幡市下奈良今里４番地の１
債務者　森田　敬子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５５３号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字下久保田９番地１　祝園ハウス205号
債務者　谷野　純子（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５６９号
京都市伏見区醍醐折戸町８番地１　醍醐西市営住宅15棟103号
債務者　今西奈美子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１５８９号
京都市右京区太秦安井車道町５番地　花園スカイハイツ104号
債務者　津山　拓大
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７０６号
京都市西京区大枝北沓掛町４丁目３番地の５
債務者　福野　昭子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８２号
京都府与謝郡与謝野町字幾地1741番地　府営住宅２号棟206号
債務者　新倉　正則
1　決定年月日時　平成21年９月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月10日まで　京都地方裁判所宮津支部